

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間	平成 31 年 2 月 1 日～平成 34 年 1 月 31 日までの 3 年間
内 容	<p>【目標 1】 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">●平成 31 年 3 月までに育児休業規程、介護休業規程の見直しを行い職員に周知する。●雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知のため、厚生労働省 HP 掲載のリーフレット「育児休業や介護休業をする方を経済的に支援します」を事業所にて配布、又は備え付ける。 <p>【目標 2】 子供の出生時における男性職員の育児休業の取得を促進する。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none">●平成 31 年 2 月から男性職員も育児休業を取得できることを知ってもらうために、リーフレット等を事業所に掲示し周知する。●新たに、育児のために取得できる休暇制度の導入を検討する。